

海上保安庁巡視船からの油流出事案に関する被害漁場の 安全宣言が行われました。

令和8年3月25日に仙台塩釜港で発生した海上保安庁巡視船からの油流出事案に関し、農林水産省・国土交通省・環境省・宮城県で構成するタスクフォースが本日（8月23日）に開催されました。

当該タスクフォースでは、引き続き、関係者間で連携して養殖業者等が受けた損害の救済に取り組むことが確認されたほか、下記のとおり、被害を受けた養殖漁場で生産を再開することに問題がない旨の安全宣言が行われました。

記

【海上保安庁巡視船からの油流出事案に係る被害漁場の安全宣言について】

令和8年3月に発生した海上保安庁巡視船からの油流出の後、国と県は、関係する漁業協同組合と連携し、被害を受けた養殖漁場及び周辺海域における重油の残存の有無を確認するため、水質・底質検査を以下のとおり実施しました。

その結果、重油の残存は認められなかったことから、タスクフォースは、当該養殖漁場で生産を再開することに問題がないことを確認し、養殖漁場として安全であることを宣言しました。

（１）海上保安庁による調査の概要

①調査実施日及び調査点

漁業者の皆様の要望を踏まえつつ、環境省、宮城県と連携のうえ、仙台塩釜港周辺海域における48の調査点において合計74組の検体を採取し検査を実施しました。（調査点は別紙参照）

【1回目】 令和8年6月10日、12日、16日に37の調査点

【2回目】 令和8年6月30日に23の調査点

【3回目】 令和8年7月4日に14の調査点

②調査方法

水域環境調査に高い知見を有する民間業者により、それぞれの調査点で海水及び海底泥を採取し、A重油成分が含まれているか否かを確認する検査を行いました。

③調査結果

全ての調査点において、A重油成分は確認されませんでした。

(2) 宮城県による調査の概要

①調査実施日及び調査点

- 第1回 令和8年4月 7日 (20調査点) ※海上の油膜調査のみ
- 第2回 令和8年5月12日 (8調査点)
- 第3回 令和8年6月10日 (8調査点)
- 第4回 令和8年7月 7日 (8調査点)
- 第5回 令和8年8月 4日 (8調査点)

②調査方法

海上で油膜の有無を目視確認するとともに、海底の泥を採取し、ろ過海水を加えて加熱し、油膜・油臭の有無を確認しました。

③調査結果

4月、5月の調査では、当該巡視船付近の海面で若干の油膜が確認されたが、6月以降、海面及び海底の泥ともに油膜・油臭は確認されませんでした。

※調査点は別紙参照

【お問合せ先】

(タスクフォースについて)

水産庁増殖推進部漁場資源課 (番場・加藤)

連絡先: 03-6744-2382

(海上保安庁の水質検査について)

海上保安庁警備救難部環境防災課 (両角・境)

連絡先: 03-3591-9819

(宮城県の調査について)

宮城県水産林政部水産業基盤整備課 (小野寺、谷合)

連絡先: 022-211-2940

別添

【海保調査】

● 調査点 : 48点 (6月～7月)

□ 第1種区画漁業の区域

【県調査】

★ 調査点 : 8点 (5月～8月まで月1回)

※4月は湾内20点で海上の油膜を目視確認(1回)

